東京都国民健康保険団体連合会への請求方法について
（県外受診分に係る医療機関等の請求方法）

東京都国民健康保険団体連合会

【例１】　福島県市町村国保

薬局：東京都内

調剤報酬明細書

平成　年　月分　　薬局コード 13　*****

－									－							
公費①									公受①							
公費②									公受②							

保険			0	7					10割

	請　求　　点	※決　定　　点	※一部負担金　　円
保険	1，000		
公①			
公②			

＜計算例＞

保険	1,000×10割＝10,000円
患者負担	0円

現物給付

【例２】　福島県歯科医師国保組合（073015）
福島県医師国保組合（073023）

薬局：東京都内

調剤報酬明細書

平成　年　月分　　薬局コード 13　*****

－									－							
公費①									公受①							
公費②									公受②							

保険			0	7	3				7割

福島県の子ども医療（法制8007****）
は、国保連合会へは請求できません

	請　求　　点	※決　定　　点	※一部負担金　　円
保険	1，000		
公①			
公②			

＜計算例＞

保険	1,000×7割＝7,000円
患者負担	1,000×3割＝3,000円（償還払い）

3割償還払い

【例3】 全国土木建築国民健康保険組合（133033）
中央建設国民健康保険組合（133264）
全国建設工事業国民健康保険組合（133298）

薬局：東京都内

調剤報酬明細書

平成　年　月分　　薬局コード 13　*****

－									－							
公費①									公受①							
公費②									公受②							

保険			1	3	3				7割

福島県の子ども医療（法制8007****）
は、国保連合会へは請求できません

	請　求　　点	※決　定　　点	※一部負担金　　円
保険	1，000		
公①			
公②			

＜計算例＞

保険	1,000×7割＝7,000円
患者負担	1,000×3割＝3,000円（償還払い）

３割償還払い